

瀬戸市のぞみ学園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第24号

瀬戸市のぞみ学園管理規則の一部を改正する規則

瀬戸市のぞみ学園管理規則（昭和51年瀬戸市規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、瀬戸市のぞみ学園の設置及び管理に関する条例（昭和51年瀬戸市条例第17号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、瀬戸市のぞみ学園（以下「のぞみ学園」という。）の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（入園の申込）</p> <p>第4条 児童の保護者は、条例第5条第1号に規定する児童をのぞみ学園へ入園させようとするときは、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の7第9項の規定により交付された通所受給者証</u>を提示し、入園申込書を市長に提出しなければならない。</p> <p>（退園）</p> <p>第6条 市長は、入園している児童（以下「入園児童」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入園児童を退園させることができる。ただし、条例第5条第2号に規定する児童については、<u>当該児童について障害児通所</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、瀬戸市のぞみ学園の設置及び管理に関する条例（昭和51年瀬戸市条例第17号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、瀬戸市のぞみ学園（以下「のぞみ学園」という。）の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（入園の申込）</p> <p>第4条 児童の保護者は、条例第5条第1号に規定する児童をのぞみ学園へ入園させようとするときは、<u>都道府県が障害児施設給付費を支給決定したことを証する受給者証</u>を提示し、入園申込書を市長に提出しなければならない。</p> <p>（退園）</p> <p>第6条 市長は、入園している児童（以下「入園児童」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入園児童を退園させることができる。ただし、条例第5条第2号に規定する児童については、<u>措置機関と協議をするものと</u></p>

<p><u>支援の提供又は同支援の提供の委託を決定した機関と協議をするものとする。</u></p> <p>及び <省略></p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第8条 条例第6条に規定する使用料は、<u>児童発達支援</u>を受けた日の属する月の翌月の末日までに納付しなければならない。ただし、その日が瀬戸市の休日を決める条例(平成3年瀬戸市条例第16号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日後最初に到来する市の休日でない日をもってその期限とみなす。</p> <p>(指導の内容)</p> <p>第11条 のぞみ学園における指導の内容は、心理学的診査、精神医学的診査等に基づき、入園児童の性能に応じ、入園児童が健全な社会生活を営むことができるように、<u>生活指導等</u>の各般の指導を通じて集団的及び個別的に行うものとする。</p> <p>(保健衛生)</p> <p>第15条 園長は、入園児童及び職員に対して、<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準</u>(昭和23年厚生省令第63号)第12条に定める健康診断等を行わなければならない。</p>	<p>する。</p> <p>及び <省略></p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第8条 条例第6条に規定する使用料は、<u>施設支援サービス</u>を受けた日の属する月の翌月の末日までに納付しなければならない。ただし、その日が瀬戸市の休日を決める条例(平成3年瀬戸市条例第16号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日後最初に到来する市の休日でない日をもってその期限とみなす。</p> <p>(指導の内容)</p> <p>第11条 のぞみ学園における指導の内容は、心理学的診査、精神医学的診査等に基づき、入園児童の性能に応じ、入園児童が健全な社会生活を営むことができるように、<u>生活指導、職業指導等</u>の各般の指導を通じて集団的及び個別的に行うものとする。</p> <p>(保健衛生)</p> <p>第15条 園長は、入園児童及び職員に対して、<u>児童福祉施設最低基準</u>(昭和23年厚生省令第63号)第12条に定める健康診断等を行わなければならない。</p>
--	---

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。